平成２１年（フ）第１１５号
茨城県北茨城市関本町富士ケ丘879番地
債務者　白石久美子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１４４号
富山県南砺市下梨2355番地
債務者　辻　美沙樹
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１５４号
富山県小矢部市野端250番地22
債務者　平田紀和子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１５９号
富山県射水市放生津町２番９号
債務者　億富雄こと　高畑　富雄
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１６５号
富山県高岡市野村350番地３　ラ・セジュール205号
債務者　藤田　和子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３１号
石川県鳳珠郡能登町市之瀬１字27番地
債務者　藤元　和人
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第３２号
石川県鳳珠郡能登町字鮭尾８字24番２地、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字七見い字２番８地　鵜川駅前団地201号
債務者　松井　直法
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第８３号
岐阜県可児市徳野南２丁目２番地２　レオパレス徳野南106
債務者　水野　勝仁
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１２２号
三重県鈴鹿市竹野１丁目14番12号　三日市ＴＳガーデンアベニュー２Ｄ、前住所岐阜県各務原市蘇原早苗町82番地　グレース早苗301号
債務者　池川　直樹
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２７号
三重県津市雲出島貫町531番地１
債務者　溝口　　寿
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７１号
三重県津市安濃町戸島794番地
債務者　髙士　佐織
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９２号
三重県津市美里町北長野字眠ヶ谷553番６、住民票上の住所三重県津市美里町北長野497番地３
債務者　新居　浩斉
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３８号
京都市伏見区桃山南大島町98番地６
債務者　塩見　路子（旧姓小賀）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９１４号
京都市上京区寺之内通千本東入上る新猪熊東町359番地
債務者　武藤　祐子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９３１号
京都市西京区桂池尻町58番地１　大八木加代子方
債務者　天野　一彦
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９９６号
京都府宇治市伊勢田町北山５番地の17
債務者　中尾　修治
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３９号
京都市中京区壬生淵田町30番地１　竹田ハイツ303号
債務者　井上　貴之
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係